

令和 7 年 6 月 27 日

令和 7 年 第 6 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和7年第6回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年6月27日（金曜日）午後2時00分～午後2時58分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

4番 新庄涼子

5番 石井和光

4. 欠席委員 3番 藤宮志津子

5. 説明職員

教育部長	田口茂夫	教育指導担当	石田玲奈
教育総務課長	加藤泰正	部長兼教育指導課長	長瀬正人
青少年課長	内野峻佑	学校施設更新等担当課長	廣瀬裕
中央図書館長	浴靖子	生涯学習課長	

6. 書記

庶務係長	赤間祐介	主事	濱仲あかね
------	------	----	-------

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第16号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第17号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第18号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第19号報告 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について
- 第 7 第26号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令
- 第 8 第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第 9 第28号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 第10 第29号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- 第11 第30号議案 東大和市文化財専門員の委嘱について
- 第12 その他報告事項 (1) 令和6年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について
(2) 令和7年度東大和市人権尊重教育推進校事業補助金交付要綱について
(3) 東大和市学童保育所運営業務委託優先交渉権者選定委員会設置要綱について

◎開会の辞

○岡田教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第6回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 初めに、本日の会議ですが、藤宮委員より欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご了承ください。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、新庄委員にお願いいたします。

○新庄委員 はい、承知しました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

5月21日水曜日、高齢者叙勲受章者を訪問いたしました。叙勲のほうを授与させていただきました。

5月22日木曜日、校長会に出席いたしました。同日、校長会自主研修会開講式に出席をいたしました。校長会自主研修会は毎年行っておりまして、これから学校の組織の中でリーダーとなるような校長や副校長等の管理職を目指す先生方が集まりまして、様々な勉強、研修をしていく会となります。開講式に出席させていただきましたので、激励の挨拶をさせていただきました。

5月23日金曜日、令和7年第1回東大和市議会臨時会に出席をいたしました。

5月25日日曜日、東大和市ヴェルディ応援DAYの試合を観戦いたしました。ヴェルディと東大和市が協定を締結いたしまして、その関係で試合を観戦したということでございます。

5月26日月曜日、北区立王子小学校・北区立王子桜中学校を視察いたしました。こちらは教育委員の皆様とご一緒させていただきましたけれども、合築した小学校・中学校の様子を見ることができました。午後には教育委員会定例会に出席をしております。

5月27日火曜日、東大和市租税教育推進協議会総会に出席をいたしました。ま

たサステナッジ教育授業を視察しております。こちらは、七小の5年生の様子を拝見いたしました。

サステナッジ教育につきましては、第四小学校の4年生の様子も見ております。サステナッジ教育は、教育委員さんにも見ていただいておりますけれども、環境教育として実施をしまして全行程を6ステップに分けて、子供たちがCO₂削減に向けた取組を自分ごととして捉えて実践していくものでございます。

5月29日木曜日、校長会役員会に出席をいたしました。

5月31日土曜日、旧吉岡家住宅春の公開を観覧いたしました。

6月2日月曜日、市長部局の市職員人事異動辞令交付式に出席をいたしました。

6月3日火曜日、教育委員会の市職員人事異動辞令交付式に出席をいたしました。

6月3日火曜日から6月24日火曜日、令和7年第2回東大和市議会定例会に出席をいたしました。

6月4日水曜日、第五中学校と第二中学校の運動会に出席をいたしました。中学校の運動会は5月31日の土曜日に予定をされておりましたけれども、雨天のために延期となって、6月4日の水曜日に五中と二中は実施をしたため、参観をさせていただきました。子供たちは運動会を自分たちの行事として捉え、主体的に動いていたと思いますし、伸び伸びと運動している様子を拝見することができたと感じました。とてもよかったです。

6月7日土曜日、第40回東大和市環境市民の集いに出席をいたしました。

6月12日木曜日、国分寺市役所新庁舎を視察いたしました。国分寺市役所は、新しく庁舎を建て替えたのですが、非常に災害に強く、災害対策の本部も常設されており、災害対策本部の部屋は、よほどのことがない限りほかには活用しないとのことでした。災害が起きたときにすぐに活用できるモニターや、災対服などが常備されていて、いつ災害が起こっても大丈夫なように備えており、すごいなと思いました。また機会があれば、ご覧いただけるといいと思っております。

6月16日月曜日、まち・ひと・しごと創生アドバイザーとの意見交換会に出席をいたしました。

6月19日木曜日、第1回東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会に出席をいたしました。

6月20日金曜日、サステナッジ教育授業を視察いたしました。こちらは、四小

の4年生の授業を見ました。内容は先ほどお伝えしたとおりです。

教育長庶務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは教育長庶務報告を終わります。

◎日程第3 第16号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第16号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第16号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和7年度東大和市一般会計補正予算第2号であります。一般会計補正予算第2号は、令和7年第2回市議会定例会に第32号議案として提出され、6月3日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。

その結果、市議会に提出する前に、教育委員会定例会に付すことができず、令和7年5月27日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは内容についてご説明申し上げます。お手元に配布させていただきました、補正予算書に基づきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。初めに、第3表、地方債補正であります。2の廃止でありますが、小学校照明設備更新事業は、限度額2億360万円、中学校照明設備更新事業は、限度額1億4,540万円となっております。これらは小・中学校13校のLED工事に關わる記載で、備考欄に記載のとおり、令和6年度補正予算にて予算計上したことに伴い、令和7年度一般会計予算における起債を廃止するものであります。

7ページをお開きください。次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は、2億3,470万9,000円の増額であります。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は100万円の増額で、学校DXのた

めの基盤構築の費用に係る公立学校情報機器整備費補助金の計上であります。

9ページをお開きください。16款都支出金は、2,177万5,000円の増額であります。2項都補助金は、2,111万8,000円の増額であります。8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は840万円の増額であります。

1つ目の笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金は、480万円の計上で、これは第一小学校、第二小学校、第五小学校、第二中学校の4校において、児童生徒が主体となり、独自に企画して、体験活動を行う事業に係る補助金であります。

2つ目の教育データを利活用した授業改善に関する研究負担金は、360万円の計上で、これは研究協力校の第六小学校、第二中学校、第五中学校の3校への共同的な学びを支えるソフトの導入費用に係る負担金であります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、65万7,000円の増額であります。1つ目の人権尊重教育推進校事業委託金は、35万7,000円の計上で、第五小学校が人権尊重教育推進校として指定を受けたことに伴う委託金であります。

2つ目のデジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金は、30万円の計上で、児童生徒が自ら課題を設定し、振り返り、責任を持って行動する力等の育成に向け、デジタルを活用した、これから求められる授業に関する研究に伴う委託金であります。

以上のようにいたしまして、教育委員会各部署における歳入の補正予算額は、1,005万7,000円の増額であります。

23ページをお開きください。次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

3款民生費は、2億894万9,000円の増額であります。

25ページをお開きください。2項児童福祉費は、614万2,000円の増額であります。6目児童館費、7のさくらがおか児童館運営費は、13万2,000円の増額で、冷蔵庫の購入のための経費を計上したものであります。7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は、77万5,000円の増額で、学童保育所、第六クラブ及びよはら児童館移設予定用地の管理を行うことから、除草委託料を計上したものであります。

35ページをお開きください。10款教育費は、3億669万円の減額であります。1項教育総務費、3目教育指導費は、5,788万3,000円の増額であります。11の学

校行事・部活動等運営支援事業費は、480万円の増額で、主に学校における体験活動の充実を図る、「笑顔と学びの体験活動」の実施に必要な経費を計上及び増額するものであります。

14の情報教育推進事業費は、4,912万6,000円の増額で、主にGIGAスクール端末の設定費用をシステム構築委託料に変更することに伴い、校務ネットワーク及びGIGAスクールネットワークシステム構築委託料を計上するもので、あわせて、システムのクラウドサービスの利用に係る経費を増額するものであります。

15の学力授業力向上推進事業費は、395万7,000円で、教育データを利活用した授業改善に関する使用料は、研究協力校の第六小学校、第二中学校、第五中学校の3校への共同的な学びを支えるソフトの導入費用に係る経費の計上であります。また、人権尊重教育推進校事業補助金は、第五小学校が人権尊重教育推進校として指定を受けたことに伴う経費の計上であります。

37ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は、2億2,170万4,000円の減額、3項中学校費、1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は、1億6,159万7,000円の減額で、これは小学校8校、中学校5校のLED工事に係る経費で、令和6年度補正予算にて予算計上したことに伴い、令和7年度一般会計予算を減額するものであります。

4項社会教育費は、194万3,000円の増額であります。

2目公民館費、1の中央公民館事業費は、189万2,000円の増額で、老朽化に伴う誘導灯及び空調設備の修繕に係る経費を増額するものであります。

以上のようにいたしまして教育委員会各部署における歳出の補正予算額は、3億2,261万9,000円の減額であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第16号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第17号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第4、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第17号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校運営協議会委員の任命に伴うものであります。

それでは内容につきまして、議案資料でご説明させていただきます。資料をご覧ください。

東大和市立第三中学校において、校長より新たに2名の委員の推薦があったことにより任命をするものであります。本件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和7年6月1日付で、事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

一つ確認してもよろしいですか。校長先生が協議会の委員を推薦するのだと思うのですが、年度の途中で推薦した理由がもし分かれば何か聞いていれば教えてください。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 第三中学校の校長に確認いたしておりまして、年度の途中ではありますが、学校経営に深く関わっていって欲しい主幹教諭を委員に入れることによって、より学校運営協議会が活性化されることを期待して推薦したと聞いております。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかには、いかがですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第18号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第5、第18号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第18号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市立公民館運営審議会委員を構成します選出区分のうち、学校教育及び社会教育の関係者として、東大和市社会福祉協議会から選出されておりました豊田誠氏が令和7年6月18日付で、一身上の都合のため辞任したい旨の届出が提出されました。

また後任として、東大和市社会福祉協議会からの推薦により、東大和市社会福祉協議会評議員の五十嵐弘充氏に委嘱するものであります。

本件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第1項の規定に基づき、令和7年6月18日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第18号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第19号報告 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について

○岡田教育長 日程第6、第19号報告 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第19号報告 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、社会教育法第13条の規定に基づき、令和7年5月20日付で、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会議に諮問をいたしました内容に対する答申であり、5つの社会教育関係団体連合体に対しまして、363万5,800円の補助金を交付する内容であります。

また、答申には次の付帯意見がございました。厳しい市財政の中、この社会教育関係団体連合体補助金事業については、例年並みの予算措置がなされております。一方、補助金交付の対象となる社会教育関係団体連合体については、新規に申請された団体はなく、昨年度から1団体減少し、5団体での構成となりました。当市における社会教育のさらなる振興を図る意味からも、本制度の周知などの工夫が求められます。社会教育関係団体と市が知恵を出し合い、情報交換をしながら、市の社会教育関係団体の活動が絶えることなく継続していく様に切に願いますとされております。

なお、今後は市の令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱に基づき、事務処理を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

石井委員。

○石井委員 5団体ということなのですが、前は6団体だった。その1団体は何ですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 P T A連合会が今年度の途中で解散しておりますので、その関係で今年度からなくなったという状況でございます。

以上でございます。

○石井委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

確認ですけれども5団体については昨年度と同額ぐらいの補助金が出ているということでおろしかったですか。

田口教育部長。

○田口教育部長 少少の増減はございますけれども、基本的には概ね同様の金額となっています。

以上です。

○岡田教育長 付帯意見もついておりますけれども、教育委員の皆さんから何かご意見等ございますか。例えば本制度の周知などの工夫が求められますというような意見がついておりますが、何かあればお願ひします。

田口教育部長。

○田口教育部長 この付帯意見につきましては、昨年も同様な付帯意見をいただいてございまして、私どもとしましても、そういう団体があるかどうかということを含めまして周知に努めているところではございますが、なかなか連合体という形のものができない状況もございますので、引き続き、周知及び情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第19号報告 令和7年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第26号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令

○岡田教育長 日程第7、第26号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第26号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日から市内小学校に栄養教諭が配属されたこと、及び都費負担職員の休暇について、新たに介護時間及び子育て部分休暇を追加する旨、東京都から通知があったことに伴い、東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長または副校长に委任するに当たり、本規定の一部を改正するものであります。

それでは内容につきまして、議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。第2条は、学校長への委任事項の規定でありますが、栄養教諭を新たに追加し、文言の整理をするものであります。

次に、2ページをお開きください。同条第1項第6号中、介護時間及び子育て部分休暇を追加し、文言の整理をするものであります。

次に、3ページをお開きください。第3条は副校长への委任事項の規定であります、第1項第5号中、介護時間及び子育て部分休暇を追加し、文言の整理をするものであります。

最後に附則でございますが、本規程の施行日を決裁日とするものであります。

本件につきましては、年度当初から改正の必要性は認識しておりましたが、子育て部分休暇の取得には影響はございません。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 本文の中に出でてきた子育て部分休暇は具体的にどのような休暇のことを行なうのか教えていただけたらと思います。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 1日2時間以内で取得する休暇ですので、丸々1日ではなくて、1日の中で一部の時間帯の休暇を取得することができるとご理解いただければと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第26号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○岡田教育長 日程第8、第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、現職委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱するものであります。

それでは内容につきましてご説明いたします。

東大和市学校給食センター運営委員会規則第3条第1項第3号に定める市立小学校PTA会長または市立小学校保護者代表は再任を含め2名、同条同項第4号に定める、市立中学校PTA会長または市立中学校保護者代表は1名、また同条同項第5号に定める学校医及び同条同項第7号に定める学識経験者は再任でそれぞれ1名、合計5名を委嘱するものであります。

委嘱日につきましては、令和7年7月1日とするものであります。

なお、委員の氏名、任期等につきましては資料に記載のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、特になければ質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 第28号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

○岡田教育長 日程第9、第28号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました、第28号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、これまでの子どもの看護休暇の取得事由に学級閉鎖や入学式等の式典が追加され、子どもの看護等休暇に名称変更されたこと、及び小学校第3学年ま

での子を養育する職員を対象に、1日2時間以内で取得できる子育て部分休暇が新設されたことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

別表の(20)についてであります、子どもの看護休暇を子どもの看護等休暇に変更するものであります。

次に、(29)の2として、子育て部分休暇を新たに規定するものであります。

4ページにお戻りください。最後に附則についてであります、本規則の施行日を公布日とするものであります。

本件につきましては、年度当初からの改正の必要性は認識しておりましたが、子育て部分休暇の取得そのものには影響はありません。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○石井委員 子育て部分休暇というのは1日2時間までで、年間で何時間まで取れますか。

○岡田教育長 年間でそれが何回取得できるかということですか。

○石井委員 はい。取得に関する規定はありますか。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 取得回数の制限はないものと捉えております。

以上です。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

新庄委員。

○新庄委員 子育て部分休暇なのですけれども、2時間以内というのは、例えば具体的にはどのように使用できるのでしょうか。2時間早く帰るとか途中で抜けることとなるのでしょうか。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 子育て部分休暇は勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として1日につき2時間以内と決められております。人

によっては朝2時間遅れてくるという場合もあると思います。ただし、給食の時間の1時間だけちょっと看護のために自宅に戻ってお子様の看護に当たって戻ってくるというようなことはできないと思います。

以上でございます。

○新庄委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 感想ですけれども、副校长先生が大変だと思います。これだけ様々な休暇があると、その対応や出勤簿を整理していく管理がかなり複雑になっていくと感じました。できるだけ先生方も休暇の種類をはじめとして、どのような権利があるのかということをご自身で確認していただくことが必要だと思います。

出勤簿も大体管理職が管理するわけですが、多くの職員がいる中では、その処理が非常に大変であると思いますので、働き方改革の観点からしても、全員がきちんと理解していくということが大事です。新しいものですので私たちも含めて勉強しなければいけないと感じました。

ありがとうございます。

では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第28号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第10 第29号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を
改正する訓令

○岡田教育長 日程第10、第29号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第29号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由並び

に内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日から東京都において、子育て部分休暇が新たに導入されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは内容につきまして、議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の4ページをご覧ください。同表は、同規程第8条及び第9条に定めております、校長及び副校長の決裁・専決事案をまとめたものであります。

7ページをご覧ください。今回の一部改正により、表の下段、網掛け部分、2、所属職員の管理に関するものの（2）職員の服務に関するもののうち、校長の決裁事案及び副校長の専決事案に、介護時間及び子育て部分休暇の承認を追加するものであります。

なお、介護時間については、これまで特別休暇に包含しておりましたが、改めて追加するものであります。

次に、10ページをご覧ください。備考についてであります。2として、教育職員についての定義を明確にするための文言を追加するものであります。ここで規定する教育職員とは、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭等であります。

最後に、4ページにお戻りください。本規程の施行日は、今回の議決の日とすることを予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第29号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第11 第30号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について

○岡田教育長　日程第11、第30号議案　東大和市文化財専門委員の委嘱について、
本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長　ただいま議題となりました、第30号議案　東大和市文化財専門委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、現委員の任期が令和7年6月30日をもって満了となりますことから、東大和市文化財専門委員の設置に関する条例第3条第2項の規定に基づき、学識経験者の中から委員を任命するものであります。

ご提案いたします次期委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり、9名の方で、そのうち8名が再任、1名が新任となっております。

任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長　説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長　では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第30号議案　東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長　ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第12　その他報告事項

○岡田教育長　日程第12、その他報告事項を行います。

報告事項（1）令和6年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長　それでは、令和6年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、資料の1をご覧ください。

本件は、令和6年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出の予算を令和7年度に繰り越しまして、地方自治法施行令の規定に基づき、先の令和7年第2回市議会定例会において報告したことから、本定例会においてご報告するものでございます。

それでは内容につきましてご説明申し上げます。

10款教育費につきまして、いずれも小・中学校LED工事の関係でございますが、1件目の2項小学校費は、小学校照明設備更新工事で、令和7年度への繰越額は2億483万2,100円であります。

2件目の3項中学校費は、中学校照明設備更新工事で、令和7年度への繰越額は1億4,530万5,000円であります。なお財源の内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（2）令和7年度東大和市人権尊重教育推進校事業補助金交付要綱について、本件の報告をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 それでは、資料の2をご覧ください。令和7年度東大和市人権尊重教育推進校事業補助金交付要綱についてご説明申し上げます。

本要綱は、東大和市立第五小学校が東京都より人権尊重教育推進校に指定されたことに伴い、事業費の交付を受けることになったため、予算の範囲内で補助金を交付するものに關しまして、必要な事項を定めるものでございます。

なお、人権尊重教育推進校は、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させることを目的として設置されています。

指定を受けた第五小学校には、事業委託金として、東京都より35万7,000円が交付予定であるため、補助金交付要綱を制定するものであり、本要綱につきましては、令和7年6月18日に開催された庁議において報告をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがですか。

岩田委員。

○岡田委員 指定を受けた人権尊重教育推進校は、期間として1年間ですか、2年間ですか。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 期間としては2年間の指定を受けております。

以上です。

○岡田教育長 ほかにはいかがですか。

補助金については、講師の先生に対する謝金や授業の中身によって使われるものがあると思いますけれども、主に何に活用していくかは分かりますか。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 第五小学校の計画書によりますと、ゲストティーチャーとして子供たちの授業に活用することはもちろんでありますが、それ以外に、屋外に学校からの発信をするための掲示板の購入を予定されているようです。

また、栽培用のお花の苗とプランターを購入予定でありまして、花を育てて植物の生命を学ぶ生命尊重の教育も取り組んでいくことが伺えます。

以上です。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（3）東大和市立学童保育所運営業務委託優先交渉権者選定委員会設置要綱について、本件の報告をお願いいたします。

内野青少年課長。

○内野青少年課長 それでは、東大和市立学童保育所運営業務委託優先交渉権者選定委員会設置要綱についてご説明申し上げます。

資料のその他報告（3）をご覧ください。

こちらは、優先交渉権者選定委員会設置要綱の案です。

学童保育所の運営業務につきましては、令和2年4月1日から民間事業者に委託して実施をしています。令和8年度以降につきましても、引き続き民間事業者の専門的な知識と経験、ノウハウなどを活かし、安定的な事業運営を実施していくために、公募型の企画提案方式であるプロポーザル方式によりまして、業者選定を行う予定でありますことから、選定委員会を設置するものであります。

主な内容につきましてご説明をいたします。

第3条の構成ですが、委員会は、副市長、教育長、政策経営部長、行政管理部長、子ども未来部長、教育部長、教育指導担当部長の職にある者の7名とし、委員長は副市長としています。

また、第4条第2項におきまして、委員長に事故があるとき、又は欠けたときには、教育長がその職務を代理することとしています。

施行日につきましては決裁日とするものであります。

なお、選定委員会設置後のスケジュールにつきましては、令和7年中に4回ほど選定委員会の開催をいたしまして、年末までに優先交渉権者を選定する予定であります。

説明は以上になります。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

石井委員。

○石井委員 学童保育所の運営に当たる会社は1社ですか。1社が全部請け負うということですか。

○岡田教育長 内野青少年課長。

○内野青少年課長 その点も含めまして、今後選定委員会の中で仕様書等も確定させていただきながら決定するということになります。現在におきましては、市内全域の学童保育所を1つの事業者に委託している状況です。

以上です。

○岡田教育長 ほかにはござりますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第6回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 2時58分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

新庄涼子